第百十四条第一項中「第五項」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　居住者が、その有する特定受益証券発行信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。以下この項において「払戻し」という。）として金銭の交付を受けた場合には、その払戻しのあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による旧受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額から旧受益権一口の従前の取得価額に元本減少割合（当該旧受益権に係る特定受益証券発行信託の当該払戻しの直前の元本の額のうちに当該払戻しにより減少した元本の額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

5　前項に規定する旧受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、同項に規定する払戻しを行つた場合には、当該払戻しを受けた個人に対し、元本減少割合を通知しなければならない。

第百十四条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する旧株を発行した法人は、同項に規定する払戻し等を行つた場合には、当該払戻し等を受けた個人に対し、当該払戻し等に係る払戻等割合を通知しなければならない。

第百二十条の二第一項第六号中「当該取得価額」を「当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものの取得価額」に改め、同条第二項第五号ロ中「対し、」を「対し」に改め、「著しく有利な価額で」を削り、「いる」を「おり、かつ、当該権利が目的資産を著しく有利な価額で買い取るものであることその他の事情により当該権利が行使されることが確実であると見込まれる」に改める。

第百三十四条第一項第二号中「（八」を「（第百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に、「第百二十条の二第二項第五号（減価償却資産の償却の方法）」を「同条第二項第五号」に改め、「所有権移転外リース取引」の下に「（八において「所有権移転外リース取引」という。）」を加え、同号八中「掲げる減価償却資産」の下に「当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものに限る。）」を加える。

第百七十条第五項第十二号中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第百十四条第三項」を「第百十四条第六項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の第百十四条第四項に規定する払戻し　当該個人が当該払戻しの前から引き続き有している当該特定受益証券発行信託の受益権の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

第百七十条第六項中「第十五号」を「第十六号」に、「から第三項まで、第百十五条」を「、第三項、第四項及び第六項、第百十五条」に、「及び第百十四条第一項から第三項までの規定」を「並びに第百十四条第一項、第三項、第四項及び第六項」に改め、同条第七項中「第十四号」を「第十五号」に、「第十六号」を「第十七号」に改める。

第百七十条の二第二項中「同項第一号」を「同項第一号の」に、「同条第八項第一号」を「同条第八項第一号の」に、「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「第十五号」を「第十六号」に、「から第三項まで（」を「、第三項、第四項及び第六項（」に改める。

第二編第一章第七節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第百八十七条から第百九十一条までを次のように改める。

**第百八十七条から第百九十一条まで**　削除

第百九十一条の次に次の節名を付する。

**第七節**　収入及び費用の帰属の時期の特例

第二編第一章第七節第二款を同節第一款とし、同節第三款を同節第二款とする。

第百九十七条の三第五項中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条の三第五項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項第一号中「第六十七条の三第七項」を「第六十七条の三第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　法第六十七条の三第四項第二号に規定する政令で定める株式は、第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する特定譲渡制限付株式とする。

3　法第六十七条の三第四項第三号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

一　法第六十七条の三第四項第三号に規定する役員等（以下この項及び次項第一号において「役員等」という。）の親族

二　役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　役員等の使用人

四　前三号に掲げる者以外の者で役員等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

4　法第六十七条の三第四項第三号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる法人とする。

一　役員等（これと前項に規定する特殊の関係のある個人を含む。以下この項において「対象役員等」という。）が法人を支配している場合における当該法人

二　対象役員等及びこれと前号に規定する特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　対象役員等及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

5　法人税法施行令第四条第三項（同族関係者の範囲）の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

第二百五条第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第二百十七条の二の次に次の一条を加える。

（特定親族特別控除を適用しない場合）

**第二百十七条の三**　法第八十四条の二第二項第三号（特定親族特別控除）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　他の者が、法第八十四条の二第一項に規定する居住者を、当該他の者の提出した法第百九十四条第八項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は法第百九十五条第六項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族（法第八十四条の二第一項に規定する特定親族（第二百十八条の二（二以上の居住者がある場合の生計を一にする配偶者の所属）及び第二百十九条（二以上の居住者がある場合の扶養親族及び特定親族の所属）において「特定親族」という。）に限る。次号において同じ。）として、法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該他の者が、その年分の所得税につき、法第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）

二　他の者が、法第八十四条の二第一項に規定する居住者を、当該他の者の提出した法第二百三条の六第八項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象親族として、法第二百三条の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該他の者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。）